限定承認公告

本籍茨城県常総市水海道元町三四五八番地
一、最後の住所茨城県常総市水海道元町三四五八番地
被相続人　亡　山崎　新成
右被相続人は平成二十七年九月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十八日水戸家庭裁判所下妻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
東京都足立区西綾瀬二丁目二二番一〇―二〇一号シャーメゾン　パーチェ
限定承認者　山崎　亮平

限定承認公告

本籍神奈川県泰野市今川町一番、最後の住所神奈川県泰野市尾尻五〇〇番地の四高橋方
被相続人　亡　市川　綏
右被相続人は平成二十七年四月三日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十四日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
神奈川県泰野市尾尻五〇〇番地の四
相続財産管理人　市川　一生

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市戸塚区秋葉町二五三番地一九〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　畑間　喜栄
右被相続人は平成二十七年十月七日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
神奈川県横浜市戸塚区秋葉町二五三番地一九〇
相続財産管理人　畑間　浩行

限定承認公告

本籍京都府福知山市篠尾新町二丁目一四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　舶拔美紀子
右被相続人は平成二十六年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十八日京都家庭裁判所福知山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
京都府福知山市篠尾新町一―一四エースビル五階
相続財産管理人　兼清　賢

限定承認公告

本籍島根県益田市遠田町六四五番地、最後の住所兵庫県西宮市浜甲子園二丁目一番四号
被相続人　亡　山崎　修
右被相続人は平成二十七年四月二十七日頃死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
兵庫県西宮市南甲子園二丁目一八番五号
相続財産管理人　山崎　猛

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市松江東二丁目一〇八〇番地、最後の住所和歌山県和歌山市小松原通一丁目三番地月山医院内
被相続人　亡　松尾　千春
右被相続人は平成二十七年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十五日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十二日
和歌山県和歌山市六番丁二四番地ニッセイ和歌山ビル七階　松本・石川法律事務所
限定承認者　尾藤　恭子
代理人弁護士　石川　栄司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。
平成二十八年一月二十二日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。
平成二十八年一月二十二日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア2特定目的会社
取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年九月七日付官報の号外第二〇四号二二四頁に掲載されています。
平成二十八年一月二十二日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
成田ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十二億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000271/sw by/
平成二十八年一月二十二日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・エイティーン・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億二千三百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月十五日
掲載頁　五十七頁（号外第二三六号）
平成二十八年一月二十二日
東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内
特定目的会社軽井沢
取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二千四百六十口を消却して二万二千九百四十口とすることにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年二月二十四日までに当社にご提出下さい。
平成二十八年一月二十二日
東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内
特定目的会社軽井沢
取締役　荒川　和也

訂正公告

平成二十八年一月十五日（号外第九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、効力発生日「平成二十七年三月一日」とあるは「平成二十八年三月一日」の誤りにつき訂正します。
平成二十八年一月二十二日
新潟市江南区両川一丁目三六〇四番地一二
(甲)株式会社北村製作所
代表取締役　北村　泰作
新潟市中央区上近江四丁目一二番二〇号
(乙)株式会社北村開発
代表取締役　北村　泰作

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　一月二十一日付特第一号二
政府調達第一四号六四ページ
ページ●同月二十二日付第一四号六四ページ●同日付
ジ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）